

再議第1号

令和3年12月28日提出

東郷町議会議長 加藤宏明 殿

東郷町長 井俣憲治

再議書

令和3年第4回東郷町議会定例会において、令和3年12月21日に修正議決された「議案第51号東郷町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例」(以下「修正一部改正条例」という。)については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理由

1 修正一部改正条例の改正内容及び改正理由について

修正一部改正条例は、議案第51号と同様に、東郷町子ども医療費支給条例(以下「本条例」という。)第2条第1項第2号中「監護するもの」の次に「又は18歳に達した子どものうち最初の3月31日までの間にあるものを現に扶養する者」を加える改正を行っているが、議案第51号が行おうとした、本条例第3条第1項に「ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども(以下「高校生等」という。)のうち婚姻しているもの又は国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるものは、当該高校生等を受給資格者とする。」というただし書きを加える改正は行っていない。

発議者によると、修正一部改正条例の発議理由は、本条例による現行の子ども医療費の受給資格をそのまま維持する、すなわち、子どもが民法改正によって令和4年4月1日以降に18歳に達したことにより成年となったとしても、18歳に達した日以後、最初の3月31日までは引き続きその保護者を受給資格者とするとともに、婚姻者である子どもや就労している子どもについては支給の対象としないとするものである。

この修正一部改正条例の内容については、次の点において異議がある。

2 異議の内容及び理由について

(1) 異議の1点目は、このような修正一部改正条例による改正は、修正一部改正条例の発議理由の説明内容に反する結果を生じさせると考えられることである。

例えば、親に扶養されている17歳の子どもが令和4年6月1日に婚姻して成年となつたが、引き続き当該親に扶養されている場合は、当該親はその日から当該子どもの子ども医療費を受給できなくなるが、その後、当該子どもが18歳に達した場合は、

18歳に達した日から令和5年3月31日までは、当該親について子ども医療費の受給資格が復活することとなる。

婚姻によって配偶者の扶養になった子どもの場合も同様である。例えば、親に扶養されている17歳の子どもが令和4年6月1日に婚姻して成年となり、配偶者の扶養となった場合は、当該配偶者は子ども医療費を受給できないが、その後、当該子どもが18歳に達した場合は、18歳に達した日から令和5年3月31日までは当該配偶者に子ども医療費が支給されることとなる。

このような結果は、婚姻した子どもについては子ども医療費を支給しないという現行条例の取扱いを維持するという修正一部改正条例の目的とは明らかに矛盾するものである。また、いったん婚姻によって消滅した受給資格が18歳に達したことによって復活するというような制度は、それ自体も不合理なものと言うべきである。

加えて、発議者は、修正一部改正条例案の審議において、本条例が修正一部改正条例によって改正された後は、行政側が、修正一部改正条例の発議理由の趣旨に沿って、運用によって対応すべきであるという内容の答弁を行ったが、そのような対応は、第2条第1項第2号中「監護するもの」の次に「又は18歳に達した子どものうち最初の3月31日までの間にあるものを現に扶養する者」を加える改正を行った以上、この文言に明確に反し、運用で対応できる域を超えることから、条例に違反する事務執行を強要するものである。

このように、修正一部改正条例は、事務執行上多大な支障を生じさせるものである。

なお、議案第51条は、第3条第1項にただし書を加えて、子どものうち婚姻したものについては、当該子ども本人を受給資格者と明確に規定していることから、修正一部改正条例のような問題は発生しない。

(2) 異議の2点目は、修正一部改正条例は、本条例上の「子ども」のうち、婚姻によって成年となった者及び社会人を子ども医療費の支給対象としないことを目的とするものであるが、そのような目的自体がそもそも適当なものとは言えないということである。

まず、婚姻によって成年となった者を子ども医療費の支給対象としないことは、18歳に達して成年となったが婚姻していない者については引き続き支給対象とすることと均衡を失しており、また、成年となる原因によって子ども医療費の支給・不支給を区別することであるから、そのような区別は不当なものと言るべきである。

次に、社会人である子どもを子ども医療費の支給対象としないことについてであるが、こうした子どもについては、親の収入等の面で家庭環境に恵まれなかつたと推測される。また、その賃金も、年齢、学歴等が原因で決して十分なものではないと思料されるところ、こうした子どもについて支給対象としないことは、同年代の家庭環境等の面で比較的恵まれている高校生が支給対象であることと比較して、不当と言うほかないものである。